

令和8年度教職員健康診断 仕様書

1 委託業務名

令和8年度教職員健康診断業務

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 業務の目的

学校保健安全法第15条並びに学校保健安全施行規則第12条および第13条に基づき、健康診断業務を実施することにより、大津市立学校教職員の健康増進に寄与することを目的とする。

4 検査項目

(1) 基本となる健康診断

- ① 問診（病歴、自・他覚症状の有無、生活習慣等の記入欄を設ける）
- ② 身体計測（身長、体重、腹囲、BMI）
- ③ 血圧測定
- ④ 尿検査（蛋白、糖、潜血、ウロビリノーゲン）
- ⑤ 胸部X線デジタル撮影
- ⑥ 視力
- ⑦ 聴力（オーディオメーター 1000Hz・4000Hz）
- ⑧ 医師による診察（触視診、聴打診等の診察）

(2) 心電図（安静時12誘導）

(3) 血液検査（WBC、RBC、Hb、Ht、GOT、GPT、 γ -GTP、LDL-c h、HDL-c h、TG、GL、Hb-A1c）

(4) 特定健康診査にかかる追加検査

- ① 血清クレアチニン、eGFR
- ② 眼底検査

(5) 胃部検査（胃部X線デジタル撮影）

5 対象者および対象者数

検査項目	対象者	対象者数
「(1) 基本となる健康診断」の①～⑧	大津市立小・中学校に勤務する県費負担教職員全員	約1,800人 (うち受検者は約1,450人)
「(2) 心電図」	大津市立小・中学校に勤務する県費負担教職員全員	約1,800人 (うち受検者は約1,450人)
「(3) 血液検査」	大津市立小・中学校に勤務する県費負担教職員全員	約1,800人 (うち受検者は約1,450人)
「(4) 特定健康診査にかかる追加検査」の①	大津市立小・中学校に勤務する40歳以上の県費負担教職員全員	約570人

「(4) 特定健康診査にかかる追加検査」の②	大津市立小・中学校に勤務する40歳以上の県費負担教職員で、検査結果等により必要と認められた者	約130人
「(5) 胃部検査」	40歳以上の教職員（幼稚園、小・中学校（市費負担教職員含む）、教育委員会事務局の指導主事）	約900人 （うち受検者は約500人）

※受検者数は見込であり、費用の支払いにあたっては、契約単価にそれぞれ実際の受検者数を乗じた額を支払う。

6 実施時期および実施場所

- (1) 「4 検査項目」に記載する検診項目については、原則、同日に実施することとし、学校の夏季休業期間を中心として7月下旬から8月末日の間に大津市立小中学校および大津市役所本庁を会場として実施をすること。（土・日曜日、祝祭日、学校閉校日を除く。）

また、健康診断の時間帯については原則、午前の時間帯に設定のうえ、概ね午前9時に開始すること。

- (2) 実施場所は、大津市立小中学校および大津市役所本庁とする。会場校となる学校名については、受託者へ別途通知する。

実施日時等は、会場校となる学校と直接、日程調整のうえ決定すること。

（参考：例年、大津市立小中学校および大津市役所本庁において約25会場で実施。なお、大津市役所本庁においては8月中旬から8月末日にかけて本市の指定する日で2日間程度実施。）

検査実施当日の受検者数の見込については十分に検討し、健康診断実施会場で混乱が生じないように配慮すること。

- (3) 「4 検査項目」の「(4) 特定健康診査にかかる追加検査」の実施にあたっては、「標準的な健診・保健指導プログラム」（厚生労働省）の判定基準により行うものとし、受診者に十分な説明を行うこと。血清クレアチニンおよびeGFRについては、「(1)基本となる健康診断」の実施日にあわせて40歳以上全員に実施すること。

また、眼底検査についても原則、(2)で決定した健康診断の実施日にあわせて実施をすること。

ただし、当該年度の検査結果等により後日、改めて眼底検査を実施する場合については、対象者への受診勧奨は受託者より実施することとし、受診勧奨に伴う通知文の作成、発送および健康診断の日時の調整、健康診断会場の予約手続き等については、本市と協議のうえ受託者が実施をすること。

- (4) 対象者から、(2)で決定した会場および日程以外の日で個別に健康診断の受診の相談があった場合は、健康診断実施前に本市へ連絡、相談をすること。本市への連絡、相談なく健康診断を実施したものについては、当該健康診断にかかった費用は支払わないので留意すること。

7 検査の実施について

- (1) 受託者は委託契約締結後、速やかに業務の実施方法および内容の詳細、結果報告等の業務全般について事前に本市と十分に打合せをすること。（健康診断の日程調整、対象者データおよび結果データの項目の確認、問診票・結果票のサンプル提示、検査方法・判定方法の確認等。）

- (2) 健康診断を実施する日程および会場、受け入れ予定人数を検査実施1ヶ月前までには、本市に書面にて報告すること。

- (3) 本市は受診予定者リストを作成し、受託者へ受け渡しをする。受け渡しの時期や形式等につ

いては別途協議をすること。

- (4) 受託者は健康診断実施前に健康診断受診票（問診票）および案内文書を作成し、原則、健康診断実施初日の2週間前までに必着するように各学校宛てに直接送付するものとする。

また、健康診断会場等の事情により事前に採尿し持参する必要がある場合は、受託者が用意した採尿スピッツおよび採尿カップ、採尿についての説明書等についても同時に配布すること。なお、採尿容器セットについての費用は、委託料に含むこととする。

- (5) 検査を受診するにあたり、飲食の制限、服装等の注意事項、造影剤の副作用等の注意事項などを健康診断受診票（問診票）または別紙に記載のうえ配布すること。
- (6) 健康診断実施開始日までに、予備として白紙の健康診断受診票（問診票）について本市の指示する部数を用意して納品すること。健康診断当日には、予備の健康診断受診票（問診票）等を備え付けておくこと。

また、受診対象者の追加等が発生した場合は、随時対応すること。

- (7) 受託者が健康診断実施会場での受付等を行い、問診票の内容を確認し、必要な説明を行うこと。
- (8) 検査の実施にあたっては、プライバシーに十分配慮すること。
- (9) 女性職員への心電図検査については、女性技師が担当すること。
- (10) 胸部X線デジタル撮影、胃部X線デジタル撮影は専用の検診車を準備し、事前の点検を十分行うこと。

8 検査結果に基づく判定について

各検査項目および総合判定について、判定（異常なし、要経過観察、要精密検査（要再検査を含む）、要受診、継続治療の判定またはそれらに準じた判定を行う。ただし、身体計測については、BMI指数を判定するとともに、やせ、正常、肥満傾向または肥満等の区分またはそれらに準じた判定）を行うこととし、検査方法、判定基準および判定する検査項目の単位は受託者が採用しているものとする。

9 検査結果報告について

- (1) 検査結果の報告については、事前に本市と協議をすること。

- (2) 検査終了後、速やかに各学校長および受診者に対し、検査結果を報告すること。

ただし、検査結果で緊急を要する場合はできるだけ早くそのことを本市および学校長、受診者に連絡すること。具体的な対応については、別途協議すること。

- (3) 健康診断終了後に、次の報告書を提出すること。

ただし、本市の指示があった場合は、随時、実施済みの健康診断結果について提出すること。

① 健康診断結果通知書（受診者宛て）

- ・受診後、概ね6週間以内に通知すること。
- ・検査結果内容が第三者の目に触れないように各個人単位で封入封緘するなどして、開封せずに個人の氏名が判別できる状態で、各小中学校へ直接、納品すること。
- ・検査項目別判定結果、検査項目別コメント（有所見の場合は必須）、総合判定、医師の所見、医師名、受託者名が表示されていること。
- ・受診者が理解しやすいような検査結果の見方や判定基準値等を記載すること。
- ・受診者が健康診断結果通知書を紛失した場合には、随時再発行に応じること。この場合の費

用は新たに発生しないものとする。

② 健康診断結果一覧表

- ・本市提出用および学校長保管用の2部を作成すること。
- ・受診者ごとに、健康診断結果通知書（受診者宛て）と同じ内容が記載されているものであること。（様式は任意）
- ・本市提出用については、学校順（「別紙」の番号順）に並べた状態で本市へ提出すること。検査結果は電子データ（Windows用CSV形式）で処理をすることとし、報告は電子データ（加工が可能な状態で記録されたCD-R）および紙媒体の両方で納入すること。データおよび帳票の様式については、事前に本市と協議すること。
- ・学校長保管用については紙媒体で当該学校分を各学校長宛に送付することとし、検査結果内容が第三者の目に触れないように封入封緘するなど工夫すること。

③ 要精密検査者および要再検査者、要治療者の一覧表（本市提出用）

- ・学校順（「別紙」の番号順）に並べた状態で提出すること。検査結果は電子データ（Windows用CSV形式）で処理をすることとし、報告は電子データ（加工が可能な状態で記録されたCD-R）および紙媒体の両方で納入すること。データおよび帳票の様式については、事前に本市と協議すること。

(4) 受託者は、必要に応じて本市に要精密検査対象者等に対する医学的指導および助言を行うこととする。

(5) 公立学校共済組合滋賀支部（大津市京町四丁目1番1号）へ検査結果のデータについて提供を行うため、本市と公立学校共済組合滋賀支部および受託者の間で契約書を締結すること。

検査結果記録は、厚生労働省が定める標準的な電子データファイル仕様を満たしたもの（XML形式）とし、これにかかるデータ作成料金が発生する場合は、別途公立学校共済組合滋賀支部と受託者で協議すること。

なお、何らかの理由により本市と公立学校共済組合滋賀支部および受託者の間で契約が締結できない場合は、検査結果の提供はしない。この場合、本市は責めを負わないものとする。

1 0 検査結果、X線撮影記録および心電図の記録等の保存・管理

- (1) 受託者は、検査結果、X線撮影記録および心電図の記録等を関係法令に従って保存すること。
- (2) 受託者は履行期間経過後であっても、本市の要請を受けた時は、これを貸し出すこと。

1 1 委託料の請求

委託料は各検査の契約単価にそれぞれの受診件数を乗じた額とすること。

1 2 事故発生等の対応について

受託者は、業務遂行中に事故等が発生した場合は速やかに適切な対応を行うとともに、原因調査を行い本市に報告すること。また、受託者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは誠意をもって対応し、受託者の責任で賠償等を行うこと。併せて事故の経緯、対応等を書面で報告すること。

1 3 その他

- (1) 「4 検査項目」の「(4) 特定健康診査にかかる追加検査」の実施にあたっては、検査費用

等について公立学校共済組合滋賀支部と受託者の間で協議のうえ定めることとし、本市と公立学校共済組合滋賀支部（大津市京町四丁目1番1号）および受託者の間で契約書を締結すること。

また、公立学校共済組合員が受診した当該検査費用については、直接、公立学校共済組合滋賀支部へ請求を行うこと。公立学校共済組合滋賀支部への検査費用の請求にあたっては、検査結果が医師の判断を必要とする基準数値を超えている者と正常値の者を区別して請求書の作成をすること。

なお、本市と公立学校共済組合滋賀支部および受託者の間で契約が締結できない場合は、当該検査項目については実施しない。この場合、本市は責めを負わないものとする。

当該検査項目の実施についての契約書を締結したうえで、公立学校共済組合員以外の県費負担教職員が当該検査項目を受診した場合の費用については、本市と公立学校共済組合滋賀支部および受託者の間で契約した単価と同額で、本市が支払いをする。

- (2) 受託者は、事前に本市の許可を受けた場合を除き、業務の一部を第三者に再委託・提携してはならない。
- (3) 健康診断実施会場の設営、準備、後始末等は受託者が行うものとする。
- (4) 各データの引渡しにあたっては、コンピュータウイルス対策および個人情報管理に対し必要かつ十分な措置を講じること。
- (5) この業務に必要な経費、検査機材、検体容器、郵送料、備品および消耗品等は全て受託者の負担とする。

また、健康診断実施に伴うすべての廃棄物等については、受託者の責任により適正に処分するものとし、その処分にかかる費用は受託者の負担とする。

- (6) 本仕様に定めがない事項または不明な点がある場合は、本市と受託者が別途協議の上、決定する。

(別紙)

小学校

番号	学校名
1	小松 小学校
2	木戸 小学校
3	和邇 小学校
4	小野 小学校
5	葛川 小学校
6	伊香立 小学校
7	真野 小学校
8	真野北 小学校
9	堅田 小学校
10	仰木 小学校
11	仰木の里 小学校
12	仰木の里東 小学校
13	雄琴 小学校
14	日吉台 小学校
15	坂本 小学校
16	下阪本 小学校
17	唐崎 小学校
18	志賀 小学校
19	比叡平 小学校
20	藤尾 小学校
21	長等 小学校
22	逢坂 小学校
23	中央 小学校
24	平野 小学校
25	膳所 小学校
26	富士見 小学校
27	晴嵐 小学校
28	石山 小学校
29	南郷 小学校
30	大石 小学校
31	田上 小学校
32	上田上 小学校
33	青山 小学校
34	瀬田 小学校
35	瀬田南 小学校
36	瀬田東 小学校
37	瀬田北 小学校

中学校

番号	学校名
101	志賀 中学校
102	葛川 中学校
103	伊香立 中学校
104	真野 中学校
105	堅田 中学校
106	仰木 中学校
107	日吉 中学校
108	唐崎 中学校
109	皇子山 中学校
110	打出 中学校
111	栗津 中学校
112	北大路 中学校
113	石山 中学校
114	南郷 中学校
115	田上 中学校
116	青山 中学校
117	瀬田 中学校
118	瀬田北 中学校